

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：大成建設株式会社（法人番号4011101011880）
業者の住所：東京都新宿区西新宿 1－2 5－1
2. 指名停止措置期間：令和 6 年 6 月 1 9 日から令和 6 年 7 月 1 8 日（1 か月）
3. 指名停止措置の範囲：南関東防衛局管轄区域（神奈川県、山梨県及び静岡県）
4. 事 実 概 要：
上記有資格者の使用人は、東海旅客鉄道株式会社発注の「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）工事」にて発生した労働災害の事実を、鯉沢労働基準監督署長に報告しなかったとして、令和 6 年 3 月 2 6 日、労働安全衛生法違反により鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
5. 指名停止措置理由：
上記のことが、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 1 5 付表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内